

「市町村等職員の工事検査への臨場」に関する要領

(平成 26 年 10 月 8 日一部改定)

(目的)

- 1 この要領は、平成 17 年 4 月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」における発注者支援の一環として、北海道建設部が所管する土木請負工事の工事検査に市町村等職員の臨場を可能とし、検査技術の習得や評定技術の標準化を目的として定める。

(対象工事)

- 2 対象工事は、各建設管理部において発注された土木請負工事とする。ただし、維持・修繕工事で受け渡し行為が必要のない工事は除く。

(対象検査)

- 3 市町村等職員の臨場が可能な検査は、工事完成検査、でき形部分等検査、中間検査を対象とする。

(対象職員)

- 4 工事検査への臨場を可能とする者は、市町村またはこれに準ずる団体（例えば、土地改良区など）に所属する職員とする。

(連絡調整)

- 5 道の出先機関（事業課、出張所、事務所（以下「出張所等」という））、市町村等、請負業者への連絡調整は、各建設管理部地域調整課が行うものとする。

(対象とする市町村等)

- 6 臨場対象とする市町村等は、各工事の出張所等が受け持つ市町村または周辺市町村とする。ただし、出張所等の管外の市町村の受け入れを妨げるものではない。

(臨場手続き)

- 7 工事検査への臨場までの手続きは、別途、運用において定めるものとする。

(留意事項)

- 8 臨場者は、北海道が発注する請負工事に係る検査業務を実施していることに留意して、下記を遵守しなければならない。
  - (1) 本臨場は、人材育成支援のための現場研修という性格から、臨場者は、その場のやりとりについて、守秘義務を負うものとする。
  - (2) 臨場者は、検査当日はネームプレートなどで所属団体、名前、職名を明らかにし、現場代理人や監督員の指示に従わなければならない。
  - (3) 臨場者は、その場のやりとりについて生じた疑問等について、原則、意見・質問はできない。質問等は、検査終了後、各建設管理部地域調整課へメールか FAX で提出することとする。